成年後見制度事例集

青森市地域包括支援センター連絡会

社会福祉士専門分科会作成

はじめに

　地域包括支援センターには、福祉サービスの利用に関してだけではなく、虐待・消費者被害・成年後見・生活困窮・社会的孤立など、高齢者等の暮らしにおける様々な相談が日々寄せられていますが、その内容は、年々深刻化・複雑化しています。
　このような状況の中で、認知症をはじめとした判断能力に不安のある高齢者等への支援を求められることも増えており、その方々の自己決定の尊重、残存能力の活用やノーマライゼーション等といった理念の実現には、専門職による積極的な支援が必要不可欠であると言われています。
　青森市地域包括支援センター連絡会では、各専門職員の資質向上のため、専門職ごとに専門分科会が組織されていますが、その中の社会福祉士専門分科会（以下「社会福祉士部会」という。）では、このような状況下、理念の実現に向けた支援の一つとして、今後ますます需要が高まるであろう「成年後見制度」の普及啓発を目的に『成年後見制度事例集』を作成し、平成２９年４月に発行しました。
　制度の改正等に合わせ、何度か補足・修正を行ってきましたが、この度、大幅な見直しを実施する運びとなり、皆様に改めて「成年後見制度」に関する情報提供を行うことで、私たちもまた、新たな気持ちでこの制度と向き合っていきたいと考えています。
　高齢者等の成年後見制度利用の支援にあたって、困難と感じた時、悩んだ時、迷った時の参考としていただき、適切な支援に役立てていただければ幸いです。
　最後に、本事例集改訂にあたり、アンケートにご協力いただいた介護支援専門員の皆様と有料老人ホームのご担当者様、ご助言・ご監修をいただいた弁護士の皆様へ、この場をお借りして深く御礼申し上げます。

目　次

1. 成年後見制度とは　・・・・・・・・・・・・・　1

2. 成年後見制度の利用手引き　・・・・・・・・　3

◆成年後見制度利用フローチャート

◆わたしノート(青森市版エンディングノート)

◆日常生活自立支援事業

◆４親等内の親族図

◆成年後見申立ての流れ

◆市長申立ての流れ

3. 事例集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

◆書類を再提出した事例

◆保険解約のために申立てした事例

◆近隣に協力者がなく、急遽住む場所を探すことになった事例

4. 成年後見制度に関する　Q＆A　・・・・・・　17

5. 参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24

成年後見制度とは

【どのような制度？】

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分ではない方について、その方の権利を守るための援助者（成年後見人等）を選ぶことで法律的に支援する制度です。

【種類は？】

- ◆ 判断能力が不十分になる前に、誰が後見人になるか、どのようなことをお願いするかを任意で決めておく
  ⇒<u>任意後見制度</u>
- ◆ 判断能力が不十分になった後、法律で権限が定められている後見人等を裁判所が選任する
  ⇒<u>法定後見制度</u>

※法定後見制度の3種類

類型	後見	保佐	補助
対象者（援助を受ける本人）	買い物などの日常生活や財産管理などが一人ではできない方	日常の買い物程度は一人でできるが、重要な財産管理などはできない方	重要な財産管理などを一人で行うことが不安な方
申立てについての本人同意	不要	代理権付与の場合は必要	必要
後見人等が同意又は取り消すことができる行為（同意権・取消権）	日常生活に関する行為を除く全ての行為	重要な財産関係に関する行為（民法第13条第1項記載の行為）	申立ての範囲内で裁判所が定める行為（民法第13条第1項記載の行為の一部に限る）
同意権・取消権を付与する際の本人同意	不要		必要
後見人等が代理することができる行為（代理権）	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為
代理権を付与する際の本人同意	不要	必要	

【成年後見制度を利用してできること・できないこと】

できること

・財産管理　(預貯金・現金管理・不動産に関すること)
　※本人居住用の不動産の処分の際には家庭裁判所の
　　許可が必要。
・身上監護　(介護サービス・施設入所の契約等)
・本人が行った法律行為の取消し
・医療保護入院の同意　(後見・保佐のみ)

など

できないこと

・事実行為　(食事や排泄等の介護や看護等)
・身分行為　(結婚、離婚、養子縁組、遺言等)
・手術等の医療行為への同意
・身元保証人、身元引受人、入院保証人になること

など

※上記は後見人の主な業務に関することとなりますが、それぞれの類型によっても異なります。

成年後見制度利用の手引き

【作成の意義】

青森市地域包括支援センター社会福祉士部会では、
成年後見制度を少しでも身近に感じていただけるよう、
制度利用を検討する際に用いるフローチャートや申立てに関する情報を、分かりやすさを意識してまとめました。
フローチャートでは、ご本人の状態に合わせて、成年後見制度以外の方法も検討・選択できるよう工夫しております。
また、成年後見制度にとどまらず、権利擁護業務の手助けとなるような情報も含めましたので、皆さんの業務や支援に役立てていただければと思っております。

【注意点】

後見人等の決定や、後見、保佐、補助の類型決定は家庭裁判所が行います。

成年後見制度利用フローチャート

一人で金銭管理や契約等できますか？

はい

いいえ

親族の支援を受けられますか？

はい

元気なうちから将来に備えましょう。青森市発行の「わたしノート」（P.5参照）の利用、親族等への支援確認、地域包括支援センターに相談する等、孤立しないようにしましょう。

いいえ

任意後見制度や日常生活自立支援事業、民間の身元保証を行う法人や団体(P.6参照)を利用し将来に備えましょう。

下記項目は一人でできますか？

※1つでもできれば「はい」へ

- 介護サービス手続き
- 保険契約や解約
- 不動産の売却や賃貸借
- 消費者被害への対応
- 入退院手続き
- 預貯金管理
- 公共料金支払い
- 行政手続き

いいえ

はい

できる事もあるので、日常生活自立支援事業の活用や任意後見制度の検討、親族等がいれば支援を受けて生活しましょう。

判断能力低下(認知機能低下)はありますか？【※１】

はい

いいえ

一時的に判断能力が回復しているだけかもしれません。【※１】を参考に判断能力について考えてみましょう。何か気になる事があれば、地域包括支援センターに相談しましょう。

【※１】判断能力について

認知症の診断を受けている。(症状や疑いがある場合も含む)	
精神障害の診断を受けている。(症状や疑いがある場合も含む)	
知的障害の診断を受けている。(症状や疑いがある場合も含む)	
判断能力が低下する持病がある。(高次脳機能障害等)	

1つでもチェックがあれば、判断能力が低下している（ない）状態と考えます。

成年後見制度利用を検討しましょう!!

４親等内（P.7参照）に申立てを支援してくれる人はいますか？

はい

本人申立てや親族申立てなどを検討しましょう。（P.8参照）

いいえ

本人申立てや市長申立てを検討しましょう。（P.9参照）

市長申立てや成年後見制度の説明、申立ての流れや書類作成等、分からない事があれば担当の地域包括支援センターに相談しましょう！（P.28参照）

【わたしノート（青森市版エンディングノート)】

「わたしノート」は記入者本人に関する情報がまとめられている資料です。
事前に記入していただくことで、何らかの理由により意思表示が難しくなってしまった場合も、家族などが本人の希望を知ることができます。
このように、本人だけでなくその周囲の備えにもなるのが「わたしノート」です。
元気なうちから「終活」の１つの手段として活用していただければ幸いです。

ワタシのこと

ex.好みやこだわり、
わたしの歴史、
やっておきたいことなど

今後のこと

ex.要介護状態になったら、、、
医療や介護に関して伝えて
おきたいことなど

葬儀・お墓のこと

ex.葬儀について
葬儀のお知らせを
してほしい人、
法事について、
遺品整理について
など

財産のこと

ex.不動産のこと、
預貯金のこと、
保険について、
遺言について、、
成年後見制度に
ついて
など

**～大切な人への
メッセージ～**

**相談・手続
のこと**

配布場所	青森市福祉部　高齢者支援課
	青森市浪岡振興部　健康福祉課
	青森市地域包括支援センター
	その他市のホームページ参照

★わたしノートで決めたことに法的効力はありません。法的な効力を求めるときは、正式な遺言書を作成しましょう。

【日常生活自立支援事業】

日常生活自立支援事業とは？

「福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方が分からない」
「銀行に行ってお金を下ろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい」
「毎日の暮らしの中にいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんある」

このような場合に、福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理などのお手伝いをします。

どんなことをしてくれるの？

①福祉サービスの利用援助
②日常的金銭管理サービス
③書類等預かりサービス

※お手伝いできないこと
・買い物や通院等の付き添い
・身元引受人や保証人になること
・宝石や貴金属の預かり
・預かっている定期預金等の運用や満期日のお知らせ
・福祉サービスの利用における申し込み等の代理契約

どういう人が使えるの？

以下の条件のどちらも当てはまる方です。
①判断能力に不安がある方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）※認知症の診断を受けている方や障がい者手帳を持っている方に限られるものではありません。
②本事業の**契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方。**
※本人が理解、契約できなければなりません

お金はかかるの？

本人との契約によりサービスを提供します。
契約後、実際にサービスを利用する際に下記の料金がかかります。
①福祉サービスの利用援助や必要な日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスに伴う利用料　1回(概ね1時間程度)　1,500円
※利用料に関しては生活保護受給者の負担はありません
②貸金庫利用料　　月額500円
※貸金庫とは、あっぷるハートあおもりが契約している金融機関の貸金庫です

※令和3年度　福祉ガイドブックより一部抜粋

相談先	住所	電話番号
青森市社会福祉協議会	〒030-0802 青森市本町4丁目1-3 （青森市福祉増進センター 「しあわせプラザ」内）	017-723-1340

【身元保証関連（一例）】

法人名	住所	電話番号
特定非営利活動法人 Solo	〒030-0801 青森市新町1-10-12　3階	017-735-0330
特定非営利活動法人 ライフサポート青森	〒030-0844 青森市桂木4-8-2 サンハイツ青森１F	017-777-6277
一般社団法人 日本サンライフ終身身元保証協会	〒039-1166 八戸市根城1-37-11-2	0120-116-561

【４親等内の親族図】

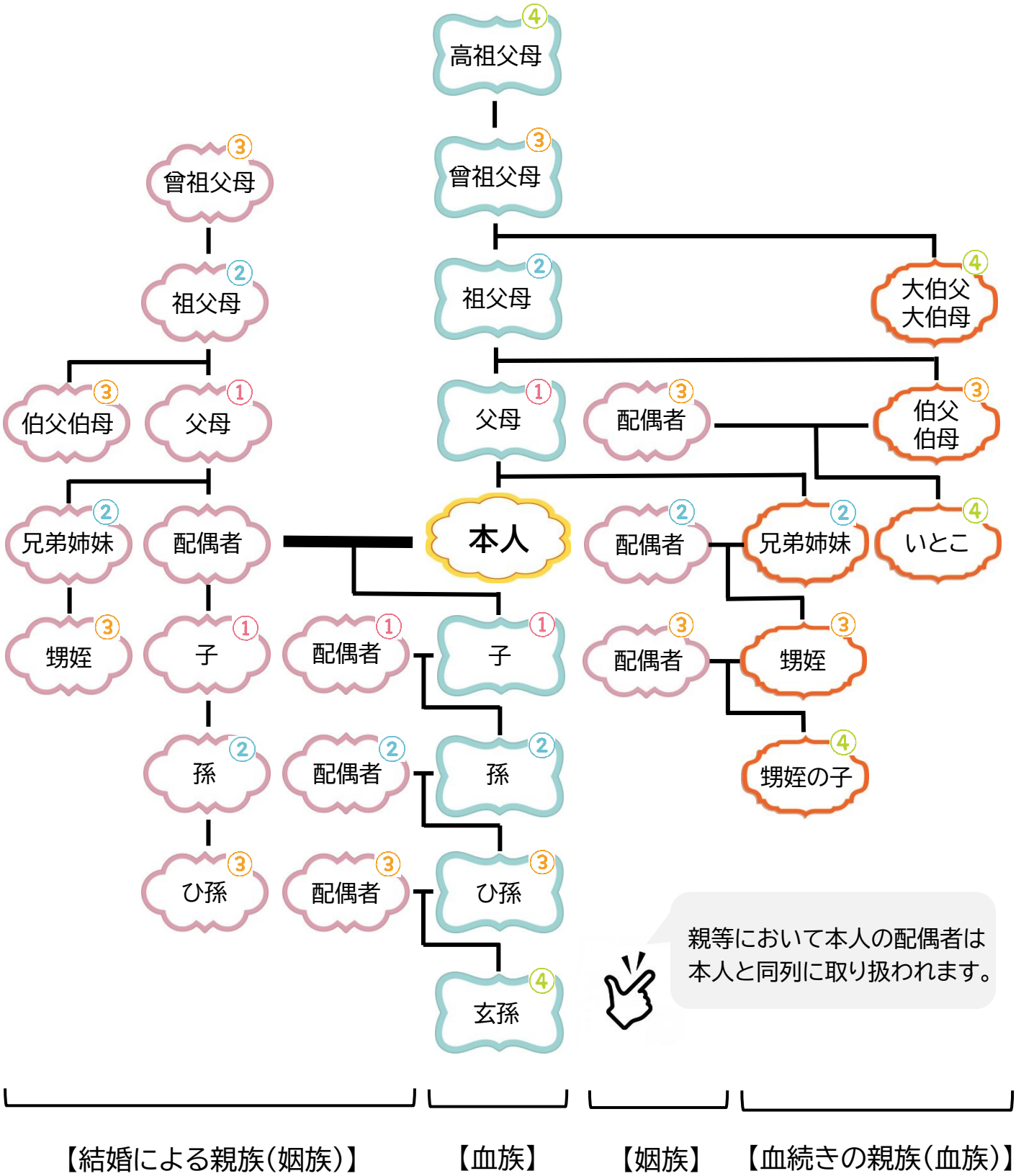

※右上の数字は、本人から見た親等数を表します

【成年後見申立ての流れ】

法定後見制度

【手続き案内】
成年後見手続説明用ビデオをご覧いただき、申立手続を説明します。
※説明後、申立セットを受け取ります。
※申立セットは青森家庭裁判所HPからダウンロード出来ます。

↓

【申立準備】
申立書類等チェックリストを使用し、必要書類の作成、確認をしてください。
※パソコン等を利用し作成する事も可能です。
※書類作成が困難な場合は弁護士や司法書士等に相談してください。

↓

【電話予約】
必要書類がそろい次第、申立日時について電話予約してください。
※青森家庭裁判所　017-722-5647

↓

【申立て・事情聴取】
その場で提出書類等を点検し、記載内容を確認します。
※申立人と一緒に候補者の方もお越しください。
（保佐・補助については、可能であれば、本人も一緒にお越しください）
※場合により郵送による申立て、書類の代理提出も可能です。
※申立てできるのは、本人・配偶者・4親等内の親族、市町村長(注１)、任意後見人等。

↓

【審判手続】
審判：裁判官による事情の聞き取り
調査：調査官による調査
鑑定：必要に応じ、本人の判断能力の鑑定
【審判】
成年後見開始の判断と成年後見人等の選任

任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、公正証書で代理人（任意後見人）と契約を結ぶ制度

将来、自分を支援してくれる人を決定

↓

自分を支援してくれる人と契約内容を決める

↓

任意後見契約の締結、及び公正証書の作成

↓

公証人から法務局への登記依頼

↓

本人の判断能力の低下、喪失

↓

任意後見監督人の選任の申立て

↓

任意後見監督人の選任

↓

任意後見人支援の開始

成年後見登記し支援の開始

裁判所ホームページ「標準的な手続（審理）の流れ」参照　　（注１）申立てできる人がいない場合、まずは地域包括支援センターへご相談ください。

【市長申立ての流れ】

まずは、地域包括支援センターに相談しましょう！
地域包括支援センターから市担当者への相談後は、以下の流れとなります

市の動き

相談

・本人の情報を得る
（後見人等の必要性を知るため。本人の状況、これまでの経緯、判断能力の程度、親族関係、経済状況等）

↓

親族調査・意向確認

・戸籍調査
・２親等内の親族の生存や住所地を確認。その親族に対し、親族申立ての可否及び、市長申立てへの同意を確認（文書での郵送）
※親族が多いほど、この段階で時間を要する（場合によっては２～３か月以上）

↓

必要書類の準備（市長申立てが決定した時点で開始）

・診断書の取り寄せ⇒市担当者と本人との面談
・収支の分かる書類の収集
・本人情報シートの作成
・（分かっている場合）債権、債務
・（所持している場合）介護保険証、障害者手帳の写し
※本人に関わった関係機関の協力が必要
※情報に不足があると、家庭裁判所でふさわしい後見人の判断ができない（財産の大きさによって選任される後見人が変わる。多くの財産を保持している場合は弁護士や司法書士が選任されることが多い）

↓

申立て

・家庭裁判所に申立書を提出
※審理期間については、個々の事案により異なります

【市長申立て担当者からのコメント】

◆診断書の作成は、判断能力に影響を与える傷病名（認知症や脳梗塞など）の診断ができる医療機関での作成をお願いします。
※診断書の内容と本人の状態に差異があると、裁判所から診断書再提出の依頼が来ることがあります。
◆相談時の住所から異動（入院、退院、転居）した場合は、その都度報告をお願いします。
※裁判所へ提出した申立書の住所と実際の居所が異なっていると、手続きに更に時間がかかってしまいます。

事　例　集

個人情報保護のため一部改変しております。

書類を再提出した事例

①類型：保佐　　②年齢・性別：80代女性

③申立人：本人　　④介護度：要介護４

⑤状況（住宅・親族）：本人は施設入所中。他市町村に本人名義の土地建物、親（Ｙ家）名義の建物を所有しているが空家。養女に出されたため、本当の兄とは疎遠。施設入所当時は姪が身元引受人。

本人の状況【困り事】

・利用中のサービス：訪問介護、訪問看護、福祉用具貸与

・制度利用のきっかけ：①姪が家族入院等の理由で身元引受人を辞退。契約や金銭管理、土地建物の税金支払い等を出来る人がいなくなったため。
②現在入所中の施設利用料や医療費等が年金収入より多くなり毎月赤字が続いた。他施設に転居を検討するが、身元引受人がいなく施設側から後見人がいれば対応可能と言われたため。

・生活状況：大学卒業後定年まで働く。慢性腎不全や肝不全、糖尿病、脳梗塞の既往あり。脳梗塞後遺症で右上下肢に麻痺あり。施設内の移動は車椅子使用で生活全般において介助を要する。時折、介護拒否や説明に対する理解不足が見られ認知機能低下あり。

ジェノグラム

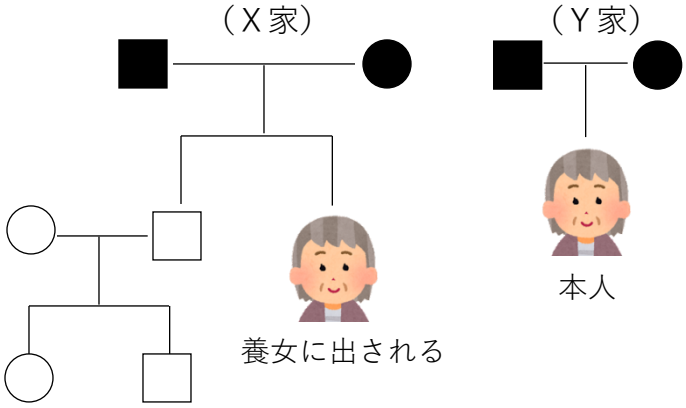

かかわりのある関係者

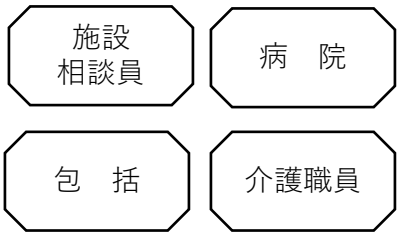

申立の経緯【相談・対応】

・介護支援専門員が地域包括支援センターに相談。包括職員が本人と面談し、成年後見制度についての説明を行う。

・本人が申立人となり、保佐類型で申立てを行う。

・家庭裁判所より「脳梗塞」では認知機能低下と判断する理由にならないとのことで診断書の再提出を求められる。

・再度受診し、認知機能が低下している症状があると診断された。

・家庭裁判所へ診断書を再提出する。

保佐開始後【結果】

決定までの期間　約２か月

・家庭裁判所の審判により、法人が保佐人として選任された。

・保佐人と地域包括支援センターが協力し、他施設に入所申し込みを行う。その後、介護老人保健施設に空きが出来、入所となる。

・保佐人から連絡があり、本人に負債があったことが判明。保佐人が弁護士に相談し対応することになった。

考　　察

・医療関係者と認知機能低下の原因を共有出来ていれば良かった。

・申立書の中に「負債」を記入する部分があるが、本人からの聞き取りでは「ない」とのことだったのでその通り記入した。しかし保佐人が業務開始後しばらくしてから負債が発覚。保佐人と弁護士が協力し対応してもらった。事前に収支を把握することは難しいと感じた。

保険解約のために申立てした事例

①類型：後見　　②年齢・性別：90代男性
③申立人：息子　　④介護度：要介護５
⑤状況（住宅・親族）：本人は施設入所中
一軒家に息子が居住

本人の状況【困り事】

・利用中のサービス：介護保険施設に入所中

・制度利用のきっかけ：生命保険の解約が必要なため。

・生活状況：認知症あり、介護保険施設に入所している。国民年金の受給のみで施設入所費用を息子が補填していた。介護保険施設に入所する前に本人が契約した生命保険が複数あり解約すると返戻金があることが分かった。認知症の診断がついており、解約するには後見人を付けることが必要である。

ジェノグラム

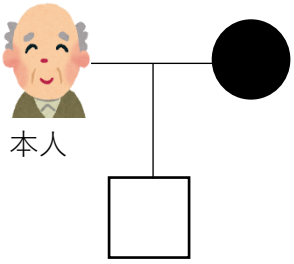

かかわりのある関係者

施　設

病　院

介護職員

申立の経緯【相談・対応】

・息子から地域包括支援センターへ申立ての相談。本人は施設入所中。本人名義の生命保険が１つだと思っていたら、他に５つ契約している保険が見つかり解約したい。調べてみると解約返戻金があり、本人の施設入所費用に充てていきたい。

・息子が申立人になるとのことで、家庭裁判所で手続き案内を聞いてきてもらう。

・施設職員、主治医に本人情報シート及び診断書作成を依頼する。

・息子に必要書類をそろえてもらい、提出書類について不足がないか確認する。

・息子が申立人となり、後見類型で申立てを行う。

後見開始後【結果】

決定までの期間　約１か月

・家庭裁判所の審判により、息子が成年後見人として選任された。

・成年後見人が保険会社へ契約解除の申し入れを行い、５つの生命保険が無事に解約され、約200万円近くの返戻金があった。

・成年後見人が施設費用支払い等の金銭管理をしていくこととなる。

考　　察

成年後見制度の用語が、慣れない人には難しくご家族が諦めそうな時があった。出来るだけかみ砕いて説明する工夫を行い、小まめに連絡して励ましていた。

近隣に協力者がなく、急遽住む場所を探すことになった事例

①類型：後見　　②年齢・性別：70代男性
③申立人：市長申立　　④介護度：要介護２
⑤状況（住宅・親族）：アパートで独居
　市内在住の姉とは疎遠。

本人の状況【困り事】

・利用中のサービス：援助の拒否が強く、在宅介護サービス導入が困難。

・制度利用のきっかけ：大家からアパートの退去を求められ、施設入所手続きや金銭管理が必要になったため

・生活状況：数年前より、会話がかみ合わない等の認知症の症状あり。仕事が続けられなくなりアパートを転居したところ、認知症の症状が悪化。その翌月、友人付き添いで病院受診し、認知症と診断。一人で外出すると帰り道が分からなくなるため、友人の支援で買い物や銭湯に行っている。火の不始末、住人の灯油を持ってきてしまう等があり、地域住民、アパート住人、大家から苦情が出ている。

ジェノグラム

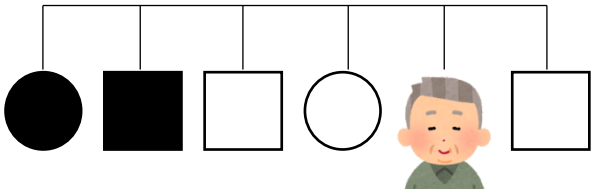

かかわりのある関係者

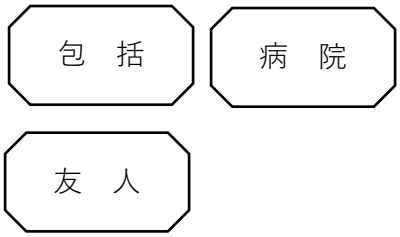

申立の経緯【相談・対応】

・病院の連携室から、情報提供あり。友人から地域包括支援センターへ相談が入り、自宅を訪問。介護保険申請を行う。

・アパートの隣の空き地にゴミを放置していたことがわかり、これまでも日常生活トラブルが多かったため、大家からアパートの退去を求められる。

・入居先を探すために、後見人をつける必要があり。病院の連携室に相談し、精神科へ入院しながら成年後見人の申立てと入居先の調整を行うことになる。

・医師へ相談すると後見相当と話しあり。

・市町村長が申立人となり後見類型で申立てを行う。

後見開始後【結果】

決定までの期間　７か月

・家庭裁判所の審判により、法人が後見人として選任された。

・本人の認知症や身体状況から、グループホームが良いだろうということになり、後見人が、施設の申込手続きを行う。半年後、申込している施設で空きが出て、グループホームへの入居が決まった。

考　　察

急展開でアパートを出なくてはいけない状況となり、連絡のとれる親族を探し、どこまで協力してくれるのか確認を取りながら、連携室に入院相談をするなど同時に様々な調整をはかることになった。また、本人の荷物は友人が一旦預かってくれることになったが、引っ越し業者の手配が必要だった。

成年後見制度に関する　Q&A

▼申立て前

Q1　申立てのタイミングや判断が難しいです。具体的にどの時期に行えば良いのですか？

A1

認知症・知的障害・精神障害などにより、判断能力が不十分な状態である方を保護・支援するための制度なので、不動産や預貯金 などの財産管理や身の回りの世話のために介護サービス利用や施設入所に関する契約、遺産分割の協議等、自分で判断ができないと思われた時が申立ての時期です。
後見や保佐の類型では申立てに対するご本人の同意は不要ですが、保佐人がご本人を代理して預貯金を管理する場合や補助の類型には、ご本人の同意が必要です。
預貯金の管理などは家族が行っている場合でも、法的には認められない ので申立てが必要です。

申立てする前に事前に対象の方がどの類型で、どのようなことで支援が必要なのかをあらかじめまとめておくと申立ての時にスムーズに進めることが出来ます。後見、保佐、補助の区別については以下を参考にして下さい。

【補助】⇒支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。
【保佐】⇒支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
【後見】⇒支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

Q2　相談窓口を教えて下さい。

A2

・各地域包括支援センター(P.28参照)
・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 青森支部　☎017-775-1205
・日本司法支援センター　法テラス 青森地方事務所　☎0570-078387
・委託相談支援事業所
・青森市役所高齢者支援課　（市長申立て担当）　☎017-734-5326
・青森市役所障がい者支援課（市長申立て担当）＊対象者が64歳以下の場合　☎017-734-5319

お気軽にご相談ください。

Q3 身寄りがいても申立てを拒否される場合の対応はどうしたらよいのですか？

A3

親族申立て出来ないものとして、市長申立てで進めることができます。
市長申立てを検討する場合は地域包括支援センターに相談して下さい。

Q4 成年後見制度の申立てをする際、親戚との関わりが無く、所在・生存確認することが大変でした。何か良い方法はありますか？

A4

確認できないのであればわかる範囲内で良いです。親族の同意書は、申立てに不可欠な資料ではないので、これがないからといって審理が進められないということにはなりません。ただ、同意書が揃っている場合には親族照会が行われず、同意書の提出のない場合と比べて迅速に手続きが進行します。

▼申立て手続き

Q5 家族でないと説明や受付ができないと言われました。代理提出は不可能ですか？

A5

弁護士や司法書士であれば書類作成や書類提出が可能です。なお、代理人として申立てが可能なのは弁護士に限られます。(申立人についてはQ6参照)
上記が難しい際には、各圏域の地域包括支援センターにご相談ください。

Q6 申立人を誰にしたら良いのですか。具体的にどのような方が後見人になるのが理想ですか？

A6

申立てができる人は、「本人」「配偶者」「4親等内の親族」となります（P.7参照）。他にも「市長申立て」があり、65歳以上（65歳未満の者で特に必要があると認められるものを含む）の方や知的障害者、精神障害者について、その福祉を図るために特に必要があると認めるときに市長は後見開始の審判等の請求が出来ると規定されています。「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」とは、本人の意思能力 や家族の有無、生活状況、資産等から判断して、特に申立ての必要がある場合に市長の申立て権を認めたものと解せます。
したがって不動産の処分など財産管理などの問題であって、一見福祉的分野とは言い難いニーズと見える場合においても、親族等による申立てが期待できない状況の中では、本人の保護を図るために必要である場合には積極的に市長申立てを利用すべきと考えられます。

後見人等には、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職が選任される場合と申立ての際に候補者として挙げられている本人の親族が選任される場合があります。誰を選任するかは、家庭裁判所の広範な裁量に委ねられており、本人の財産管理等を適正に行う観点から、次のような場合には専門職が選任されることが多いです。
①親族間に紛争がある場合、②第三者との間で紛争がある場合、③賃料収入等の事業収入や流動資産が多い場合、④候補者が財産運用を考えている場合、⑤財産状況が不明の場合、⑥候補者が自己・親族のために本人の財産を利用するといった可能性がある場合などです。

Q7 申立てから後見開始の間の財産管理はどのようにしたら良いでしょうか？

A7

虐待や消費者被害等のおそれがある場合には、後見開始の審判が効力を生じるまで、審判前の保全処分として、財産管理者の選任などをすることができます。選任された財産管理者は、本人の財産を管理したり、預金から払い戻しを受けて入院費の支払いをすることもできます。後見命令の申立てを行えば、消費者被害等、本人が財産管理者の同意を得ないで行った取引を取り消すことができます。保全処分が適用されない時は、家庭裁判所に相談して下さい。

Q8 成年後見制度の申立て時に必要な書類は何ですか？費用は一般的にどの程度かかりますか？

A8 後見・保佐・補助の開始申立て手続きに必要となる書類・費用は以下の通りです。（7・9～14は青森家庭裁判所HPでダウンロードできます）

	必要な書類等	費用　（青森市の場合）
1	収入印紙（申立て手数料）	1)後見又は保佐開始 800円分 2)保佐又は補助開始+代理権付与 1,600円分 3)保佐又は補助開始+同意権付与 1,600円分 4)保佐又は補助開始+代理権付与 +同意権付与 2,400円分
2	郵便切手	1)後見開始の場合 500円×3枚、84円×15枚、10円×25枚、2円×15枚、1円×10枚　計3,050円分 2)保佐又は補助開始の場合 500円×5枚、84円×15枚、10円×25枚、2円×15枚、1円×10枚　計4,050円分
3	収入印紙（登記用）	2,600円分
4	戸籍謄本（全部事項証明書）	450円
5	住民票又は戸籍附票	200円
6	後見登記されていないことの証明書	300円（法務局）
7	診断書	依頼先の医療機関により変わります
8	鑑定費用 (鑑定が必要か否かは裁判所が判断)	100,000円程度
9	後見・保佐・補助開始等申立書	
10	申立て事情説明書、親族関係図、親族の意見書、後見人等候補者事情説明書	
11	本人情報シート写し	
12	本人の財産目録	
13	本人の収支予定表	
14	本人の健康状態に関する資料（介護保険証等、交付を受けている場合は準備）	

＊後見開始申立ての場合、本人の財産に関する資料・本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料・本人の収支に関する資料も必要となります。その場合、別途費用がかかる場合もあります。

Q9 申立てから開始するまで約1年程時間がかかりました。どのような時や場合によって時間を短縮できるのですか。また長くかかってしまう要因は何ですか？

A9

時間がかかる要因として「後見人の選定」があり、先に候補者を選んでおくと早いです。事例により、審理期間は異なりますが、親族照会すべき親族が多くいる場合や医師による精神鑑定が必要になった場合など、長く掛かってしまう要因のひとつとして挙げられるのではないでしょうか。

＊法務省のQ＆Aより
成年後見制度を利用したいのですが、申立てから開始まで、どれくらいの期間がかかるのでしょうか？
⇒審理期間については、個々の事案により異なり、一概に言えません。
鑑定手続や成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要することになります。多くの場合、申立てから成年後見等の開始までの期間は、4か月以内となっています。

▼選任された後

Q10 後見人の意向で（経済的なことで）介護サービス等の利用が決められてしまいます（サービスが適切でないことも含め）。どのような対応が考えられますか？

A10

介護支援専門員がケアマネジメントの専門職として、介護保険サービスが必要な根拠を示し、後見人の理解が得られるよう、粘り強く説明しましょう。
困難と感じる際には、本人の権利擁護のために地域包括支援センターに相談してください。

Q11 利用者と成年後見人の相性が合わない場合の相談窓口はあるのですか？
また、成年後見人を解任することはできますか？

A11

法テラス等の弁護士や、家庭裁判所に相談してみるのが良いでしょう。

＊法テラスのQ＆Aより
成年後見人を解任することができますか？
⇒後見人に不正な行為、著しく後見人としてふさわしくない行為がある場合には、家庭裁判所に解任請求をすることができます。
後見人が親族の思うように行動しない、単に気に入らないという理由では解任することはできません。

Q12 後見人に弁護士がなった例がありますが、弁護士に支払う後見人としての報酬額に対し本人が不満を持ち相手に不信感を持ってしまいました。報酬額を低く抑える方法はないのですか？もしくはそのような苦情を伝える窓口はありますか？

A12

報酬額は、後見人が報酬付与の申立てを行い、家庭裁判所が審判で決定します。後見人の事務内容（財産管理及び身上監護）や、本人の財産状況等を総合的に考慮して、適正妥当な金額を判断しています。

報酬の内容として、
①基本報酬（通常の後見事務をおこなった場合の報酬）
　目安となる金額は月額2万円ですが、管理財産が高額な場合には事務が複雑となる場合が多いため、基本報酬が3万～6万円の間で変動します。
②付加報酬（身上監護等に特別困難な事情があった場合や居住用不動産の売却や遺産分割協議等、特別の行為をした場合に付加される報酬）

1年に1回程度申立ては行われ、報酬額に不服のある場合であっても、審判の決定に対して異議等を申立てることはできません。

Q13 利用者が亡くなった場合、後見人はどのような事をするのですか？

A13

【被後見人の死後の業務】

①家庭裁判所へ後見事務終了報告。
②被後見人死亡後の2か月以内に管理の計算（後見期間中の収支の決算を明らかにし、後見終了時の財産を確定させる）
③残余財産を相続人に引き渡す。
④法務局へ成年後見終了の登記を申請する。

平成28年10月13日に施行された「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び 家事事件手続き法の一部を改正する法律」において、
1)個々の相続財産の保存に必要な行為（時効の中断のための債務者に対する請求、相続財産に属する建物の補修など）
2)弁済期が到来した債務の弁済（成年被後見人の医療費、入院費や公共料金等の支払い等）
3)火葬または埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為（遺体の火葬に関する契約やライフライン契約の解除、債務弁済の為の預貯金の払い戻し等）
が後見人の行うことができる死後事務として明確にされました。
ただし、以上の死後事務を行うためにはいくつかの要件を満たす必要があり、加えて『3)』の行為は裁判所の許可も必要です。また、法律上は1)～3)の行為について、成年被後見人の場合しか規定されていません。

▼その他

Q14 家族が精神障害のある方であったため書類の不備や約束の時間を忘れたりと大変でした。どのような工夫をしたら良いのですか？

A14

他の家族や相談支援事業所へ協力を仰いでいきましょう。
また、他に家族がいない場合には、市長申立てに繋ぐことはできないか検討する必要があると思われます。

Q15 後見人が選任された後、同居していた子より生活が苦しいと金銭の相談を受けます。どのように対応したら良いでしょうか？

A15

財産管理について、本人の財産から支出できる費用は原則として本人の生活・療養看護及び後見事務にかかる費用などに限られます。ただし、本人が扶養の義務を負っている配偶者や未成年に対する生活費などについて例外的に支出できるものもあります。本人の財産から支出できる費用かどうかは後見人に確認するようにしましょう。
【参考】
後見人の職務遂行のために病院や施設などに出向く際の電車代やバス代などの交通費は本人の財産から支出することが認められます。

Q16 地域包括支援センターの成年後見制度に関する取組みや情報などがあれば教えてください。

A16

定期的に成年後見制度に関する研修会の開催をしている他、随時相談対応をしています。詳しくは各圏域の地域包括支援センターにお問い合わせください。

Q17 青森市の市民後見人の現状について教えてください。

A17

青森市では、市民後見人の養成や、市民後見人及び市民後見人養成講座修了者を対象としたフォローアップ研修を実施しています。令和2年度のフォローアップ研修の受講者は68名となっています。

参 考 資 料

青森市成年後見制度利用支援事業実施要綱

（趣　　旨）

第１条　この要綱は、判断能力が不十分な認知症の高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「対象者」という。）の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う後見開始、保佐開始及び補助開始の請求（以下「審判請求」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（対象者の調査事項等）

第２条　市長は、対象者について審判請求の相談があったときは、次に掲げる事項を調査するものとする。

（１）　対象者の意思能力の程度

（２）　対象者の生活状況及び健康状態

（３）　対象者の配偶者及び２親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による本人保護の可能性

（４）　対象者又はその親族等が当該対象者について審判請求を行う意思の有無

（５）　市又は関係機関が行う各種サービスの活用による対象者に対する支援策の効果

２　市長は、３親等又は４親等の親族が、対象者について審判請求を行う意思がある場合を除き、前項の調査結果を総合的に勘案して、特に必要があると認めるときは、審判請求を行うものとする。

（審判請求の費用負担）

第３条　市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第２８条第１項の規定により、前条第２項の規定により行った審判請求に要した費用を負担するものとする。

（審判請求に要した費用の求償）

第４条　市長は、第２条第２項の規定により行った審判請求に要した費用について、対象者又はその関係者が負担すべきと判断した場合は、家庭裁判所に対し、当該費用の求償に係る申立を行うものとする。

（親族等への援助）

第５条　市長は、第２条第１項の規定により同項第４号に掲げる事項を調査しようとする場合において、青森市個人情報保護条例（平成１７年青森市条例第２７号）第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、必要に応じ、対象者の状況に係る情報をその親族等に提供し、当該親族等が行う審判請求に係る手続の援助をすることができる。

（助成措置）

第６条　市長は、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）が民法（明治２９年法律第８９号）第７２５条に規定する親族である場合を除き、次に掲げる者である場合は、当該成年被後見人等に対し、成年後見人、保佐人及び補助人並びに成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人（以下これらを「成年後見人等」という。）への報酬に対する助成措置として、助成金を支給する。

（１）　生活保護法（昭和25年法律第１４４号）第６条に規定する被保護者

（２）　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第１項の支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２７号）附則第４条第１項に規定する施行前死亡者の配偶者に対する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１０６号）附則第２条第１項又は第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第１４条第１項の支援給付を含む。）を受けている者

（３）　資産、収入等の状況から前２号に準ずるものと市長が認める者

２　前項の規定にかかわらず、助成の対象となる者が次条第１項に規定する申請書の提出を行う前に死亡した場合は、家事事件手続法第３９条別表第１第１３項、第３１項及び第５０項の規定による家庭裁判所の報酬付与の審判をされた成年後見人等が前項の規定による助成金を受領することができる。

３　助成金の額は、成年後見人等の報酬の費用として、家庭裁判所が決定した金額の範囲内とする。ただし、在宅者については月額２８，０００円を、施設入所者については月額１８，０００円を上限とした額とする。

（助成金の支給）

第７条　助成金の支給を受けようとする成年被後見人等又はその成年後見人等（以下「申請者」という。）は、青森市成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書（様式第1号）に家庭裁判所が発行する報酬付与の審判書の写しその他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出するものとする。

２　市長は、助成金の支給を受けようとする成年被後見人等の生活保護法に基づく生活保護受給の有無、資産及び収入等の状況を調査の上、支給の可否を決定し、青森市成年後見制度利用支援事業助成金（支給・不支給）決定通知書（様式第２号）により、通知するものとする。

３　助成金は、助成金の支給決定を受けた申請者からの請求により前条第３項の規定により決定した額を支給する。

（助成金の返還）

第８条　前条の規定により助成金の支給決定を受けた者は、第６条第１項各号のいずれにも該当しなくなったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

２　市長は、偽りその他不正な手段により助成金を受けた者があるときは、その者に対して、その助成金の返還を命ずることができる。

（後見等終了届の提出）
第９条　成年後見人等は、助成金の支給を受けようとする成年被後見人等の死亡その他の理由により後見等が終了した場合は、後見等（報酬助成）の終了届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（その他）
第10条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則
（実施期日等）
１　この要綱は、平成１７年１２月２日から実施し、同年４月１日から適用する。
（経過措置）
２　合併前の浪岡町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成１４年５月1日実施）第６条第２項の規定により当該事業の利用の決定を受けた者に係る平成１７年６月分までの助成金の支給については、なお従前の例による。
附　則
（実施期日）
この要綱は、平成２０年４月１日から実施する。
附　則
（実施期日）
この要綱は、平成２２年１１月３０日から実施する。
附　則
（実施期日）
この要綱は、平成２５年１２月２４日から実施する。
（実施期日）
この要綱は、平成２６年４月１日から実施する。
（経過措置）
この要綱による改正後の青森市成年後見制度利用支援事業実施要綱第６条第１項の規定により、市長以外の者の審判請求に基づく後見開始、保佐開始又は補助開始の審判に伴う当該成年後見人等への報酬に係る助成金の支給は、この要綱の実施の日以後に成年後見人等の報酬付与の審判が決定したものについて適用し、同日前までに成年後見人等の報酬付与の審判が決定したについては、なお従前の例による。
附　則
（実施期日）
この要綱は、平成２６年１０月１日から実施する。

【地域包括支援センター】

名称	住所	電話番号 FAX番号	担当地区
地域包括支援センターおきだて	富田5丁目 18-3	(電話) 017-761-4580 (FAX) 017-761-4571	柳川、千富町1丁目、沖館、富田、新田、篠田、千刈、久須志
地域包括支援センターすずかけ	里見2丁目 13-1	(電話) 017-761-7111 (FAX) 017-761-7115	西滝、里見、三内、岩渡、新城平岡、石江、三好
中央地域包括支援センター	新町2丁目1-8	(電話) 017-723-9111 (FAX) 017-723-9112	堤町、青柳、橋本、中央、本町、松原、勝田、長島、古川、 新町、安方、奥野
東青森地域包括支援センター	浜館6丁目4-5	(電話) 017-765-3351 (FAX) 017-765-3352	はまなす、けやき、岡造道、小柳、古館、松森2・3丁目、 佃2・3丁目、中佃、南佃、虹ヶ丘、浜館1～6丁目、自由ヶ丘
南地域包括支援センター	妙見3丁目 11-14	(電話) 017-728-3451 (FAX) 017-728-3452	筒井、幸畑、田茂木野、桜川（1丁目を除く）、横内、雲谷、四ツ石、 大矢沢、野尻、合子沢、新町野、問屋町、卸町、妙見
東部地域包括支援センター	矢田前字弥生田47-2	(電話) 017-726-5288 (FAX) 017-726-9600	野内、久栗坂、浅虫、宮田、馬屋尻、三本木、滝沢、矢田、 矢作、本泉、原別、平新田、後蒐、泉野、矢田前、八幡林、 戸崎、諏訪沢、築木館、桑原、戸山、沢山、駒込、 浜館（1～6丁目を除く）、田屋敷、赤坂、蛍沢、月見野
おおの地域包括支援センター	東大野2丁目 1-10	(電話) 017-711-7475 (FAX) 017-711-7329	桂木、緑、青葉、北金沢1丁目、金沢1・3～4丁目、旭町、浦町、浜田、 東大野、西大野、大野
地域包括支援センター寿永	高田字川瀬 187-14	(電話) 017-739-6711 (FAX) 017-739-6747	北金沢2丁目、金沢2・5丁目、千富町2丁目、細越、安田、浪館前田、 浪館、牛館、第二問屋町、高田、大谷、小館、 入内、野沢、荒川、八ツ役、金浜、大別内、野木、上野
地域包括支援センターのぎわ	羽白字野木和45	(電話) 017-763-2255 (FAX) 017-787-3088	孫内、新城山田、新城福田、新城天田内、岡町、戸門、 鶴ヶ坂、油川、羽白、西田沢、飛鳥、瀬戸子、奥内、前田、 清水、内真部、四戸橋、後潟、六枚橋、小橋、左堰
地域包括支援センターみちのく	港町3丁目6-3	(電話) 017-765-0892 (FAX) 017-765-0893	浪打、港町、茶屋町、栄町、合浦、花園、造道、東造道、 八重田、松森1丁目、佃1丁目、桜川1丁目
地域包括支援センター浪岡	浪岡大字浪岡字稲村274	(電話) 0172-69-1117 (FAX) 0172-62-4116	浪岡、五本松、王余魚沢、女鹿沢、下十川、増館、樽沢、銀、郷山前、 吉野田、下石川、相沢、浪岡福田、高屋敷、 徳才子、大釈迦、長沼、北中野、吉内、本郷、杉沢、細野

『成年後見制度事例集』
平成29年４月発行
令和４年３月改訂
編集及び発行　青森市地域包括支援センター連絡会
社会福祉士専門分科会